

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

企画財政分科会

協議項目		各種事務事業の取扱い				協議細目	総合交通関係事業					
調整の方針		高富町及び美山町の自主運行バス(道路運送法第21条に基づくもの)については、当面、現行の制度を新市に引き継ぐものとする。 新市において、高富町の自主運行バス梅原線については、伊自良村長滝まで延長し、日祝日も運行するものとする。 料金体系については、3区間を設定し、移動区間に応じて、100円・200円・300円の3種類とする。 回数券は100円券の11枚綴りとし、金額は1,000円とする。										
項目		高富町			伊自良村			美山町			備考	
自主運行バス等	名称	自主運行バス ハーバス「HERB(香りのする草)+BUS(バス)」						自主運行バス			<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content;">                         (例示) 片道料金                          塩後 高富北町 880円                          出戸 高富北町 630円                          神崎 谷合 410円                     </div>	
	概要	公共交通バス路線(大桑・梅原線)の廃止に伴い、その代替措置として住民生活の利便性向上を目的として、岐阜乗合自動車株式会社に運行委託している。			【参考】公共交通バス路線(梅原線)の廃止に伴い、住民生活の安定、向上に資するため、岐阜乗合バス黒野線の運行業務のうち、伊自良区間に係る赤字欠損額を村単独で負担している。			公共交通バス路線(岐北・板取・神崎線)の廃止に伴い、その代替措置として住民生活の交通手段を確保し、公共の福祉向上を図るため、岐阜乗合自動車株式会社に運行委託をしている。				
	料金	料 金	大人・子供とも200円 (未就学児は無料)			岐阜乗合自動車株式会社料金体系による。			岐阜乗合自動車株式会社料金体系による。			
	回数券	1,000円 (10枚綴り)			岐阜乗合自動車株式会社料金体系による。			岐阜乗合自動車株式会社料金体系による。				
	支払方法	現金又はハーバス専用回数券のみ			岐阜乗合自動車株式会社料金体系による。			岐阜乗合自動車株式会社料金体系による。				
	割引制度等	無 し			岐阜乗合自動車株式会社料金体系による。			岐阜乗合自動車株式会社料金体系による。				
	路線及び本数等		赤尾線(バス停 25箇所)			黒野線(村内のみのバス停 6箇所)			岐北線(町内のみのバス停 36箇所)			
			始 発 終 着	月 ~ 土	日 祝 日	始 発 終 着	月 ~ 金	土・日 祝 日	始 発 終 着	月 ~ 金		土・日 祝 日
			赤 尾 高富町役場	2 本		新岐阜 伊自良役場前	2 本	2 本	新岐阜等 塩 後	17 本		17(16)本
			高富町役場 赤 尾	1 本		伊自良役場前 新岐阜	1 本	1 本	塩後等 岐阜駅前等	18 本		17 本
		大桑線(バス停 37箇所)			黒野線(村内のみのバス停 12箇所)			板取線(町内のみのバス停 10箇所)				
		始 発 終 着	月 ~ 土	日 祝 日	始 発 終 着	月 ~ 金	土・日 祝 日	始 発 終 着	月 ~ 金	土・日 祝 日		
		大桑雉洞 高富町役場	6 本	5 本	新岐阜 伊自良長滝	6 本	6 本	新岐阜 出 戸	8 本	8 本		
		高富町役場 大桑雉洞	5 本	5 本	伊自良長滝 新岐阜	7 本	7 本	出 戸 岐阜駅前等	10 本	10 本		
		梅原線(バス停 25箇所)			黒野線(村内のみのバス停 13箇所)			神崎線(町内のみのバス停 10箇所)				
		始 発 終 着	月 ~ 土	日 祝 日	始 発 終 着	月 ~ 金	土・日 祝 日	始 発 終 着	月 ~ 金	土・日 祝 日		
		七日市 高富町役場	4 本		新岐阜 伊自良キャンプ場	4 本	4 本	谷 合 神 崎	8 本	8(7)本		
		高富町役場 七日市	4 本		伊自良キャンプ場 新岐阜	4 本	4 本	神崎等 徳永口	8 本	8(7)本		
					(注) 伊自良長滝～伊自良キャンプ場:夏季キャンプ開催中のみ運行( は の内数)			(注) 1. 本数は、終着点前の通過点止まりも含む。 2. ( )内は、日祝日のみ運行する本数				

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

企画財政分科会

協議項目		各種事務事業の取扱い			協議細目	総合交通関係事業
調整の方針						
項目	高富町	伊自良村	美山町	備考		
自主運行バス等	補助金等	<p>【平成12年度実績】</p> <p>岐阜乗合自動車株式会社に対する補助金 36,202千円 (運行経費 - 運行収入等) 内12,067千円(上記補助金の1/3) は、市町村自主運行バス運行費補助金(県補助金)として町に交付されている。 残額の8割については、特別交付税により措置されている。</p>	<p>【平成12年度実績】</p> <p>岐阜乗合自動車株式会社に対する補助金 9,700千円 (運行経費 - 運行収入等)を基本に交渉。</p>	<p>【平成12年度実績】</p> <p>岐阜乗合自動車株式会社に対する補助金 46,903千円 (運行経費 - 運行収入等) 内15,634千円(上記補助金の1/3) は、市町村自主運行バス運行費補助金(県補助金)として町に交付されている。 残額の8割については、特別交付税により措置されている。</p>		
	その他	<p>【コミュニティバス懇話会】</p> <p>コミュニティバスの運行に関する町長の諮問機関で、主に次の事項に関する答申及び建議をする。</p> <p style="padding-left: 20px;">ダイヤ改正 運行経路の改正</p>	<p>【参考】 保育所児童送迎バス関係</p> <p>保育所児童の通所に関し、利便性を図るため、希望者のみを対象に運行している。</p> <p style="padding-left: 20px;">マイクロバス(定員:大人3人、児童38人) 送迎各1便(2コース) 送迎コース2ヶ月ごとに変更 使用料は無料</p>	<p>【小・中学校児童生徒通学バス関係】</p> <p>いわ桜小学校児童の通学の用に供するため神崎線を利用し、朝夕各1本運行している。</p> <p style="padding-left: 20px;">徳永口発 7:59      谷合着 8:05 谷合発 15:20      徳永口着 15:26</p> <p>通学に係るバス料金は、次の区分により免除している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いわ桜小学校 北山、葛原(神有以西)、笹賀、徳永、椿地区</li> <li>・ 美山北中学校 北山、葛原(八月以西)地区</li> <li>・ 美山南中学校 青波地区</li> </ul>		
	法令根拠	道路運送法第21条		道路運送法第21条		

# 高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

総務専門部会

企画財政分科会

協議項目	各種事務事業の取扱い	協議細目	総合交通関係事業																							
調整の方針																										
項目	備 考																									
参考法令	<p><b>道路運送法(抄)</b></p> <p>第21条 一般貸切旅客自動車運送事業者は、次の場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。</p> <p>(1) 災害の場合その他緊急を要するとき。</p> <p>(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき。</p> <p>【参考】</p> <p>(一般旅客自動車運送事業の許可)</p> <p>第4条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別(前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。)について行う。</p> <p>(有償運送の禁止及び賃貸の制限)</p> <p>第80条 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>2 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。</p> <p>3 前条第2項の規定は、前項の許可について準用する。</p>																									
参考資料	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>( バ ス 事 業 の 種 類 )</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20%;">路 線 バ ス</td> <td>道路運送法第4条(一般旅客自動車運送事業許可)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #D3D3D3;">自主運行バス</td> <td>道路運送法第21条(貸切バス事業の乗合運送許可)</td> </tr> <tr> <td>道路運送法第80条(市町村による有償運送許可)</td> </tr> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>道路運送法第21条許可路線の概要</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許 可 形 式</td> <td>貸切バスの乗合運送許可</td> </tr> <tr> <td>運 行 主 体</td> <td>貸切バス事業者</td> </tr> <tr> <td>許 可 権 者</td> <td>中部運輸局長</td> </tr> <tr> <td>許 可 路 線</td> <td>廃止代替路線又は交通空白地帯</td> </tr> <tr> <td>許 可 期 限</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>車両・車庫の帰属</td> <td>貸切バス事業者(注)</td> </tr> <tr> <td>事故等の責任</td> <td>貸切バス事業者</td> </tr> <tr> <td>運賃・ダイヤ・バス停</td> <td>自由に設定可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 市町村が保有する車両等を貸与する場合もある。</p> </div> </div>			路 線 バ ス	道路運送法第4条(一般旅客自動車運送事業許可)	自主運行バス	道路運送法第21条(貸切バス事業の乗合運送許可)	道路運送法第80条(市町村による有償運送許可)	項 目	内 容	許 可 形 式	貸切バスの乗合運送許可	運 行 主 体	貸切バス事業者	許 可 権 者	中部運輸局長	許 可 路 線	廃止代替路線又は交通空白地帯	許 可 期 限	無し	車両・車庫の帰属	貸切バス事業者(注)	事故等の責任	貸切バス事業者	運賃・ダイヤ・バス停	自由に設定可能
路 線 バ ス	道路運送法第4条(一般旅客自動車運送事業許可)																									
自主運行バス	道路運送法第21条(貸切バス事業の乗合運送許可)																									
	道路運送法第80条(市町村による有償運送許可)																									
項 目	内 容																									
許 可 形 式	貸切バスの乗合運送許可																									
運 行 主 体	貸切バス事業者																									
許 可 権 者	中部運輸局長																									
許 可 路 線	廃止代替路線又は交通空白地帯																									
許 可 期 限	無し																									
車両・車庫の帰属	貸切バス事業者(注)																									
事故等の責任	貸切バス事業者																									
運賃・ダイヤ・バス停	自由に設定可能																									